

No.	決定年度	担当課	事業名	事業概要	課題内容	課題に対する担当課の提案(解決方法)	今後の方向性(推進本部)	取組状況	達成状況等
							所見(推進本部)		
1	H28	農業振興課	有害鳥獣等予察等事業	中山間地域では、イノシシの生息区域が拡大しており、農作物への被害が増大する中で、各地区では侵入防止電気柵の設置が進められており、市では関係機関と連携し抜本的な被害防止対策として、平成24年度から電気柵の設置やイノシシの頭数を減らす対策として捕獲檻の設置による対策を講じてきた。	電気柵の設置にあたっては、地元負担を軽減するため事業費の15%となるよう補助金を交付し積極的な支援を行ってきた。電気柵の設置が概ね進んだことから、他市の状況を見ながら補助率の見直しを検討する必要がある。しかし、未整備箇所もあることから、地元関係者と十分協議し、段階的な縮減を行う必要がある。また、捕獲檻の管理、捕獲処分については捕獲隊に委託しているが、近年の捕獲頭数の増加から委託料の増加、捕獲隊への負担増加となっている現状がある。	関係機関や関係者と協議・調整を行い、補助率の上限を見直し、段階的に補助金の削減を図る。 イノシシの捕獲檻管理委託料、捕獲処分委託料については、イノシシの発生状況を見ながら検討する。	維持 ・事業費全体(市等)の補助率は、平成29年度まで、85%として現状を維持する。 ・その後は、次の①及び②などについて検討する。 ① 市の補助率あるいは予算額を固定し、事業費全体の補助率が減少したとしても、それに市が上乗せ補助はしない。(結果、地元負担率が上がる。) ② 市の補助率を固定する一方、事業費全体の補助率が減少した場合は、市が上乗せ補助をするが、現行と異なり、平成29年度からの3年間で段階的に当該上乗せ補助を減少し、地元負担率が30%になるようにする。 ・捕獲に関する支援策の充実については、ニーズ調査のうえ別途検討する。	地元への周知に努めたことから、令和元(2019)年度から3年間で段階的に市の補助率を見直している。(市補助率 上限85%⇒70% 各年5%DOWN、地元負担率 上限15%⇒30% 各年5%UP) 捕獲に関する支援策の充実については、引き続き、検討する。	達成 検討中
2	H28	高齢介護課	居宅介護支援事業	介護保険法等に基づき、要介護認定者等や家族の希望に添った居宅サービス計画を作成し、当該計画に基づいた居宅サービスが確保されるよう関係機関と連携、調整の支援を行うもの。	当事業所は、砺波市地域包括支援センターや市社会福祉課と速やかに連携を行いながら支援困難な利用者(本人や家族に問題がある場合など)へも居宅介護支援を行っていることが特徴である。収支のバランスが良好であり、今後も同様の状態が見込まれると予測される。引き続き市直営で事業を行うのか、また、現在市全体の1割程度を担っている規模を今後どうすべきかが課題である。	団塊の世代が75歳以上となり、要介護状態となる高齢者の更なる増加が見込まれる2025年(令和7年)を目処に、国では地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築が推進されていることを見据えながら、社会福祉協議会などへの移行を一つの方策として検討してはどうか。	維持 ・令和7年度までが要介護状態となる高齢者の増加が見込まれることに鑑み、当分の間「維持」とするとともに、引き続き調査・研究する。	居宅介護支援を必要とする高齢者の数が増加し続ける中、介護支援専門員の確保・職場定着が課題となっており、介護職員(ホームヘルパー)と同様の処遇改善に向けた取組みを行っている。 第7期砺波市高齢者保健福祉計画に基づき、令和元年度事業の運営状況を検証して調査・研究をしている。	調査・研究中
3	H28	高齢介護課	ホームヘルパー派遣事業	介護保険法等に基づき、要介護認定者等に対して可能な限り在宅において、本人の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように居宅サービス計画に基づきホームヘルパーを派遣して支援を行うもの。	ホームヘルパー派遣事業を実施している当事業所は、介護格差が生じることのないように山間地などの不採算地域や支援困難な利用者(本人や家族に問題がある場合など)へもヘルパー派遣を行っている。平成25年度末に事業所を1拠点削減(4拠点⇒3拠点)して再編してきたところであるが、平成27年度の介護報酬のマイナス改定などにより収支のバランスが悪い状態が続いている。今後5年の間に嘱託ヘルパーの半数近くが定年退職を迎えることもあり、引き続き事業を市直営で運営するのか、また、運営する場合はその規模をどうすべきかが課題である。	団塊の世代が75歳以上となり、要介護状態となる高齢者の更なる増加が見込まれる2025年(令和7年)を目処に、国では地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築が推進されていることを見据えながら、社会福祉協議会などへの移行を一つの方策として検討してはどうか。	維持 ・令和7年度までが要介護状態となる高齢者の増加が見込まれることに鑑み、当分の間「維持」とするとともに、引き続き調査・研究する。	介護を必要とする高齢者の数が増加し続ける中、介護人材の確保・職場定着が課題となっており、介護職員(ホームヘルパー)の処遇改善に向けた取組みを行うとともに収支の改善を図っている。 平成31年4月には事業所を3拠点から2拠点に再編し、突発的な事案の対応や休暇の取得を推進することで職員の定着を図っている。	調査・研究中

No.	決定年度	担当課	事業名	事業概要	課題内容	課題に対する担当課の提案(解決方法)	今後の方向性(推進本部)	取組状況	達成状況等
							所見(推進本部)		
4	H28	こども課	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の保健の向上と健康の増進を図ることを目的に、ひとり親家庭の父又は母及びその監護する児童または父母のない児童とその児童を養育している養育者を対象に医療費を助成。	<p>県準則では、所得制限額は児童扶養手当支給制限額(扶養無しの場合192万円)を準用しているが、当市は児童手当支給制限額(同622万円)を準用している。</p> <p>県下では所得制限を撤廃している黒部市を除けば最も高い。経済的には困窮状況にないと思われるひとり親について助成対象となっている。</p>	<p>通院治療について、所得制限額(扶養無しの場合)を年収500万円相当=所得額338万円(給与所得換算額-社会保険料相当額)に引き下げる。他方、入院治療については、収入の減少も考えられ、ひとり親家庭の家計に与える影響が大きいと想定されることから、所得制限額を現状維持とする。これにより生じる財源(27年度実績に基づく試算27世帯分、280万円)を、新たなひとり親家庭等への支援事業に充当する。具体例として、ひとり親家庭の児童への土曜学童保育(母子寡婦連合会への委託)や学習支援事業(学習塾への委託による無料教室の開催)が想定される。</p> <p>※ この他、資格取得の助成、病気時における子育て支援等も想定される。</p>	<p>維持</p> <p>・所得制限額の引き下げについては、慎重に検討する。</p> <p>・ひとり親家庭へのアンケート調査を通じて、ニーズを把握のうえ、所得制限額の引き下げとあわせて、総合的な支援について、引き続き検討する。</p>	<p>所得制限のあり方については、県内他市町村において昨年度と変更ないものの、緩和の方向で検討している町もあり、県内の動向にも注意しながら引き続き検討する。</p> <p>学習支援ボランティア事業については、平成29年度から中学生を対象に塾形式で事業化している。</p> <p>社会福祉課所管で、平成30年度から小学4年生から中学生を対象とした自習形式での事業が実施されている。</p>	<p>検討中</p> <p>(新規事業については達成)</p>
5	H29	高齢介護課(健康センター)	地域包括支援センター(直営)運営事業	地域包括支援センターは主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の3職種において、介護予防、マネジメント支援、高齢者虐待防止等に関する業務を実施。	<p>現在、主任介護支援専門員の有資格者は保健師3名(地域包括支援センター2名、健康センター1名)いるが、H28から更新等研修時間が増え、地域包括支援センター以外の配属先で更新研修を受講することになると、配属先での業務等に支障がでるため更新が困難な状況。介護支援専門員の更新研修についても同様の状況である。そのため、今後主任介護支援専門員を市の職員で確保していくことは厳しい状況にある。主任介護支援専門員受講資格者は数年目途がたっていない。</p> <p>*主任介護支援専門員の資格取得までに人事異動がない場合で最低10年必要。①保健師等(5年以上経験有)で介護支援専門員の試験を受け、②資格取得後、通算5年以上介護支援専門員として実務経験し主任介護支援専門員研修受講が必要。③更新研修を受講しないと資格が取り消される。</p> <p>*主任介護支援専門員取得を優先させると職員のジョブローテーションが硬直化し、地域包括支援センターに主任クラスの職員が必然的に増え、市役所全体としての保健師の人材育成に支障がでる。</p> <p>*現在、研修費用等は現任期間の場合予算対応だが、配属が変われば自己負担しており研修費用も値上がりしており個人に負担がかかっている。</p> <p>*主任介護支援専門員研修:12日間、44,000円 更新研修:8日間、28,000円(法定外研修年4回受講していることが受講要件)</p> <p>*民間事業所の主任介護支援専門員も同様に確保が厳しい状況で民間からの派遣は困難。(介護職員不足、配置異動で要件を満たせない)</p>	<p>保健師、社会福祉士の人材育成、ジョブローテーションを優先し、30代から40代前半の保健師、社会福祉士の職員が主任介護支援専門員の資格を有するまで、嘱託職員で主任介護支援専門員(現在2人)の有資格者に主任介護支援専門員手当を支給し、市役所直営の地域包括支援センターの主任介護支援専門員を確保する。</p> <p>また、地域包括支援センター以外の配属先で更新研修を受講する職員についても、研修費用を公費で負担する。</p>	<p>改善</p> <p>・保健師等が、主任介護支援専門員の資格を取得できるよう、計画的な人事異動に努める。なお、正規職員で主任介護支援専門員の資格を有する者が欠員となる場合は、嘱託職員で主任介護支援専門員の資格を有する者に手当を支給し、人員を確保する。</p> <p>・また、資格の取得及び更新に要する費用については、配属先に関わらず平成30年度から公費で負担する。上記の主任介護支援専門員(嘱託職員)の手当の額や支給時期及び正規職員の資格の取得や更新に要する費用の公費負担に関する予算措置など、詳細については担当課で検討を進める。</p>	<p>主任介護支援専門員の育成・人材の確保については、保健師、社会福祉士、介護支援専門員等が所属する関係部署等(高齢介護課・地域包括支援センター・社会福祉課・健康センター等)にて協議を進め、平成30年度以降に「介護支援専門員及び主任介護支援専門員の研修・育成計画」を策定し、適正な事業実施を図る。平成30年1月から協議開始。</p>	<p>人事異動…協議中</p> <p>公費負担…<達成></p>

No.	決定年度	担当課	事業名	事業概要	課題内容	課題に対する担当課の提案(解決方法)	今後の方向性(推進本部)	取組状況	達成状況等
							所見(推進本部)		
6	H29	教育総務課	小・中学校卒業記念品贈呈	市内の小・中学校の課程を修了する児童・生徒に対し、卒業記念品を贈呈するもの。 小学校: 中学和英辞典 中学校: 印鑑ケース、印鑑	他市の状況を見ても、卒業記念品を贈る市が少数派であること。 和英辞典は、電子機器の発展により、使用頻度が減っていること。 印鑑ケースは、作成者の高齢化が進んでいること。また、材料の品質にばらつきがあること。	・廃止とする。又は、縮小する。小学校のみ廃止とし、義務教育修了の中学校のみの記念品とする。 ・印鑑ケース(中学校)については、材料確保のため、H29年度は依頼済みである。H30年度以降の廃止を目指したい。	廃止 ・小学校の卒業は、義務教育の通過点であることや、他市の状況を踏まえ、平成30年度から小学校の卒業記念品の贈呈は廃止する方向とし、「ふるさと」への愛着形成のため、副教材の充実を図るなど代替案も併せて担当課で検討を進める。 ・また、中学校の記念品については、印鑑ケースが伝統工芸品(庄川挽物)であることもあり、段階的な廃止を含めて担当課で検討を進める。	小学校卒業記念品については、平成30年度から廃止した。また、中学校卒業記念品については、平成30年度から印鑑ケースを廃止し、印鑑のみとした。	小学校卒業記念品…達成 中学校卒業記念品…一部達成
7	H30	総務課	投票区(投票所)の見直し(杉木地域) 【H28職員提案】	市では、公職選挙執行規程の規定に基づき割り当てられた投票区において選挙を執行している。 そのうち、砺波市杉木は林地区であるが、同規定により出町投票区に属しており、投票所は出町投票所(出町小学校体育館)となっている。 (参考)杉木地域の選挙人数 1,409人 (平成30年6月1日現在)	土地区画整理後、転居等により新たに杉木地域の住人となった多くの選挙人にとって、生活圏が林地区であるにも関わらず、選挙時に出町投票所へ投票に行くことへの違和感が少なからずあるものと思われる。 また、出町投票所は、もともと選挙人の数が市内で最も多かったところに加え、近年の杉木地域の人口増加により、一層、選挙人が増加しており、投票所の適正規模の均衡を可能な限り保つ必要がある。	杉木地域を、出町投票区(所)から林投票区(所)に見直し、関係自治振興会と協議を進める。 公職選挙執行規程は投票区を「住所」で分けているため、杉木、杉木一～五丁目、新栄町の住所の選挙人を林投票区に移すことは可能である。 住所単位で移せば市民への説明が明瞭である。 (自治振興会を基準とすると、その境界が複雑に入り組んでおり、個別対応が必要になる。また、その境界を行政側では把握できず、明確な線引きができない。)	改善 ・杉木地域はその境界が入り組んでおり、明確に線引きするには困難が伴う。そこで住所単位での見直しを検討する。 ・改善した場合のメリット(投票所の混雑緩和(市民側)及び過大投票区の解消(行政側))を地元で提示したうえで、地図上の区画での区分が困難なことを説明し、協議していく必要がある。	地元で十分協議いただくため、該当投票区(投票所)の地区自治振興会に現行の選挙人名簿登録者数、投票者数等について情報の提供に努めてきた。 また、地元の要望に耳を傾け、適切に相談に応じてきたが、 <u>地図上の区画での区分が困難であり、地元において合意形成が得られにくいことから、現段階における検討を終了した。</u>	検討済
8	R1	企画調整課	砺波市花と緑と文化の財団に係る決算認定事務の移管	砺波市花と緑と文化の財団に係る決算については、企画調整課が所管し、認定している。	同財団は、その事務の所管課が、生涯学習・スポーツ課、商工観光課、農地林務課の3課に分かれていることから、当時主管課が定まらず、とりまとめ役として企画調整課が決算認定事務についてのみ所管することとなった経緯がある。 しかし、企画調整課は、同財団の事務事業を掌握しておらず、その施設や事業内容について関知していないことから、決算の認定にあたって判断が及ばない点が多い。	当時、文化振興会が中心となって花と緑と文化の財団を設立した経緯があり、また、県では所管する文化振興課が事業の認可や監査を行っているところである。 このような事情に鑑み、一定の事務事業を掌握している生涯学習・スポーツ課が、アカウントビリティの観点からも、同財団の所管窓口となるのが適当であるものと考え。	改善 ・現在の所管課を中心に、より効率的な事務運営を行うため、関係課と調整を図る。	関係課と調整を図ったところ、「生涯学習・スポーツ課」が所管窓口となった。	達成

No.	決定年度	担当課	事業名	事業概要	課題内容	課題に対する担当課の提案(解決方法)	今後の方向性(推進本部)		取組状況	達成状況等
							所見(推進本部)			
9	R1	生活環境課	ゆずります・もとめます事業の廃止	この制度は、一般家庭において不用となった物であって、再使用(リユース)することが可能な物(以下「不用品」という。)に係る情報を市民に提供することにより、不用品の再使用の促進及びごみの減量を図り、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。 情報登録をすることができる者は、営利を目的としない市の区域内に居住する20歳以上の個人とする。	・制度利用者が少なく、成立件数も少ない。(H30登録件数 ゆずります:31件、もとめます:27件、H30成立件数 ゆずります:9件、もとめます:6件) ・ほとんど同じ人しか利用していない。(H30利用者数 ゆずります:9人、もとめます16人) ・民間リユース業者の出店やネットオークションなど他の手段が浸透してきており、市で事業を行う必要性がなくなってきている。 ・電話で受け付けるだけで簡単に利用できる反面、転売等営利目的での利用や個人情報の悪用などの防止が難しくトラブルが懸念される。	民間業者を利用する等の代替方法があり、市民にもその利用が十分に浸透していると思われるため、「ゆずります・もとめます事業」を廃止する。	廃止	・行政が役割を担う時期は終えたと考える。十分な周知期間を設けて廃止する。	申請される方には、令和2年3月をもって廃止することを周知している。 広報2月号でも廃止を周知した。	達成
10	R1	農地林務課	砺波市保存樹等保全委員会と砺波市屋敷林保全管理検討会の統合	砺波市保存樹等保全委員会は、平成5年頃、旧砺波市において「砺波市花と緑のまちづくり条例」に基づき設置され、主に保存樹の指定の適否について調査審査している。 一方、砺波市屋敷林保全管理検討会は平成24年度に設置され、屋敷林の維持管理に関する市民の相談窓口となっている。	近年、委嘱している委員の顔ぶれが両組織で重複している方も多く、会長(委員長)、副会長(副委員長)も同じ方となっている。 また、樹木を保全するための課題や市民対象のツアー企画等も似通っている。 異なるのは担当する部署(職員)だけであり、委員から「統合して無駄を省いてほしい」、「会議名が違うだけでいつも同じ内容を話しあっている」、「部署間の連携がとられていない」等の意見が出ている。	砺波市保存樹等保全委員会(任期:令和2年11月30日まで)と砺波市屋敷林保全管理検討会(任期:令和2年6月27日まで)の任期が満了となる令和2年度に向けて、要領を見直し、二つの組織の統合を目指す。	統合	・来年度の統合に向けて事業内容、任期、要綱等を整備する。	それぞれの組織について、設置目的からこれまでの取組状況、委員構成及び統合することの問題点等を担当サイドで整理したところであり、今後、組織を所管する農地林務課とチューリップ四季彩館との協議を進めて行く予定である。	検討中
11	R1	生涯学習・スポーツ課	青少年健全育成大会講演会等と市教育大会講演会の統合	・生涯学習・スポーツ課所管で、青少年育成砺波市民会議、市PTA連絡協議会、公民館連絡協議会の3者合同で表彰、実践発表、講演会を12月に行っている ・教育センター所管で、砺波市教育大会として学校教育・生涯学習の振興を図るため表彰、実践発表、講演会を1月(成人式の1週間後)に行っている。 ・教育大会は、来年度から表彰を「文化の日の表彰」に引き続いて実施することで調整中であり、講演会は令和2年6月から8月に実施することで調整中。	・どちらの大会も案内を行う対象者が重なっていることで、来場者に負担をかけている。 ・講演会の演題や講師が、どちらの大会であっても違和感がない。 ・大会経費や動員の見直しを図り、より密度の濃い、充実した内容の講演会等の実施が望まれる。	2つの講演会を統合することとして協議を進める。	統合	・来年度の統合を検討し、講演会や表彰等については開催時期の統合を検討する。	教育大会のあり方の見直しにより、令和元年度の教育大会及び「講演会」は中止とし、学校教育等の表彰は「市功労者表彰」に併せて実施した。 これにより、「講演会」は、令和2年6月に開催するもの。青少年健全育成大会講演会等との統合・見直しについては、引き続き各団体と協議していく。	検討中